

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第2665号

平成27年4月21日火曜日 第2665号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の撤回		(医療	療対策課) 470
指定自立支援医療機関の指定			
大規模小売店舗の変更の届出の概要等		(経	営支援課) 471
地籍調査事業計画の公表			(農政課)471
土地改良区の定款変更の認可		(東予地方局農	寸整備課) 472
道路の区域変更(一般国道319号)	(東予均	地方局四国中央土ス	木事務所)… 472
道路の供用開始( " )	(	"	) 472
土地改良区役員の就退任の届出	(	中予地方局農村整体	<b>構第一課) 472</b>
土地改良区役員の住所の変更の届出	(	"	) 473
土地改良区の定款変更の認可	(	"	) 473
開発行為に関する工事の完了		( 中予地方局建第	築指導課) 473
労働委員会告示			
労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(2件)		(労働委員会	会事務局) 473

告 示

## ○愛媛県告示第516号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成27年4月21日

## 愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地		開	設	者	名
公立学校共活島医療セング		四国中央市	中之庄町	∫1684番坮	<u>t</u> 2	公立合	学材	交共	済組

## ○愛媛県告示第517号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年4月21日

## 愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目 8 - 21 久保豊二 番町ビル 2 階	梅岡 秀一	精神通院医療	平成27年 4月1日
ゆかわ薬局二番町店	松山市二番町三丁目 7 - 14 松山ガー デンスクウェア 1 階	有限会社ゆかわ薬局	精神通院医療 (薬局)	平成27年 4月1日
クオール薬局四国中央店	四国中央市上分町783番地 1	クオール株式会社	精神通院医療 (薬局)	平成27年 4月1日
おひさま薬局	松山市竹原 2 丁目 1 番50号 エバーグ リーン松山 1 号館 1 階	有限会社あおぞら薬局	精神通院医療 (薬局)	平成27年 4月1日
レデイ薬局古三津店	松山市古三津二丁目15番13号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療 (薬局)	平成27年 4月1日
かいてき調剤薬局空港通店	松山市空港通二丁目13番地8号 1階	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療 (薬局)	平成27年 4月1日

# ○愛媛県告示第518号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成27年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日日
フジ東予A	西条市周布715番 1 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ東予 A	フジ東予 A	平成27年 4月1日	平成27年 4月8日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 小倉 利之	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 町田 允	平成20年 4月1日	
			芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 町田 允	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 佐藤 隆	平成21年 11月17日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか 7者	株式会社フジ ほか 7者	平成23年 10月 1 日 ほか	
フジ東予B	西条市周布713番 1 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ東予 B	フジ東予B	平成27年 4月1日	
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 小倉 利之	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 町田 允	平成20年 4月1日	
			芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 町田 允	芙蓉総合リース株式 会社 取締役社長 佐藤 隆	平成21年 11月17日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか 1者	フジ・TSUTAY A・エンターテイメ ント株式会社 ほか 1者	平成23年 5月1日	

### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
  - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第519号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する平成27年度の事業計画を、平成27年4月13日次のとおり定めた。 平成27年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う 者 の 名 称	調査地域	調査期間	摘要
	柳谷地区	平成28年3月31日まで	地籍調査
	河中地区	"	"
	堀江地区の一部(1) 地区	"	"
松山市	梅木地区	"	"
та щ п	東川地区	"	"
	堀江地区の一部(2) 地区	"	"

	恩地地区	"	"
	大井野地区	"	"
	下畑地の一部	平成28年3月31日まで	地籍調査
	大浦の一部	"	"
宇和島市	⋾│上畑地の一部	"	"
	下畑地の一部	"	数值情報化
	大浦の一部	"	"
.n. +re >c. →	日土町 5 番耕地の 一部・6 番耕地の 一部	平成28年3月31日まで	数值情報化
八幡浜青	3 日土町 5 番耕地の 一部	"	地籍調査
	八幡浜の一部	"	〃(概況調査)
- 47 -1	洲之内の一部・西 田の一部・中野の 一部	平成28年3月31日まで	地籍調査 数値情報化
西条市	コ 西泉の一部・坂元 の一部	ıı .	地籍調査
	坂元の一部	"	地籍調査
	新谷の一部	平成28年3月31日まで	数值情報化

+	大 洲 市	長浜の一部	"	"	
	//11	ı	新谷の一部	"	地籍調査
			菅田の一部	"	"
			金砂町平野山の一 部	平成28年3月31日まで	地籍調査
			金砂町小川山の一 部	"	"
			富郷町津根山の一 部	11	"
			金生町山田井の一 部	"	"
四	国中央	市	川滝町下山の一部・ 領家の一部	"	"
			土居町上野・畑野	"	"
			土居町上野の一部	"	"
			新宮町馬立の一部	"	"
			寒川町江之元	"	数值情報化
		金生町山田井の一 部	"	"	
			土居町上野の一部	"	"
			新宮町新瀬川の一 部	II .	"

			滑川の一部	平成28年3月31日まで	地籍調査
			松瀬川の一部	"	"
			明河の一部・滑川 の一部	"	数値情報化
東	温	市	松瀬川の一部	"	"
果	浀	Ш	滑川の一部	"	"
			北方の一部・松瀬 川の一部	"	"
			河之内の一部・松 瀬川の一部	"	"

#### ○愛媛県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 今治市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月21日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

## ○愛媛県告示第521号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町馬立38番		旧	メートル 17 0~47 0	キロメートル 0.075	
一般国道	2195	四四十大中利呂町為立30笛		新	17 D~97 D	0 .075	

## ○愛媛県告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		319号		四国中央市新宮	『町馬立38都	<b>K</b>					平成27年 4 月21日

# ○愛媛県告示第523号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	大	野	勝	利	松山市勝岡町1268番地 2	
"	大	野	信	良	松山市勝岡町1288番地4	
"	岡	本	邦	久	松山市勝岡町2511番地	
"	植	木	駒	夫	松山市勝岡町2558番地	

"	柳	原言	十介	松山市勝岡町2573番地 1
"	大!	野信	哉	松山市勝岡町1287番地
監事	岡	本 ]	博	松山市勝岡町2611番地
"	原	追	1 久	松山市勝岡町2535番地

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	大 野 勝 利		利	松山市勝岡町1268番地 2		
"	大	野	信	良	松山市勝岡町1288番地4	
"	大	野 み き		ਣੇ	松山市勝岡町2667番地	
"	岡	本	邦	久	松山市勝岡町2511番地	
"	徳	永	幸	子	松山市勝岡町2641番地	
"	植	木	駒 夫		松山市勝岡町2558番地	

監事	岡 本 正	博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運	久	松山市勝岡町2535番地

#### ○愛媛県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の 届出があった。

平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

役員種	 員の	-	名	住	所
種	類	L	70	変 更 前	変 更 後
理	事	竹田	安 重	松山市久保田町338番地	松山市久保田町339番 地

#### ○愛媛県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 北条市畑地帯総合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 4 月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

#### ○愛媛県告示第526号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成27年4月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第1号 平成27年4月10日	伊予市上野字ヲサ925番 1、926番、927番 1、927番 2、928番、929番、932 番 3 、933番 3 、933番 4 、934番 5 、935番 1 及び2885番 1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 中 山 勇

## 労働委員会告示

# ○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年 法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職 員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合 法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成27年4月10日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成26年5月愛媛県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

平成27年4月21日

#### 愛媛県労働委員会

会長山下泰史

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤	務	箇	所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本			局	局長、病院管理監、課長、技幹、課長補佐、主幹、専門員(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事(人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。)、同財務グルーブ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事(予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)
管	理事	<b>事務</b>	所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県	立	病	院	院長、事務局長、経営統括監、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹(人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。)、総務課長、看護部長

#### ○愛媛県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年 法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の 職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組 合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を 平成27年4月10日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成25年5月愛媛県地方労働委員会告示第2号)は、廃止する。

平成27年 4 月21日

#### 愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、副部長、課長、専任課長、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者(課長、専任課長及び主幹を除く。)、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者(課長及び主幹を除く。)
水道管路管理センター	センター長、専任課長、主幹
浄 水 管 理 セ ン タ ー	センター長、専任課長、主幹
中 島 分 室	分室長、主幹

平成27年 4 月21日 発行 473